

医政看発 1223 第 3 号  
令和 4 年 12 月 23 日

各経済連携協定（E P A）に基づく  
外国人看護師候補者受入れ施設  
施 設 長 殿

厚生労働省医政局看護課長  
（ 公 印 省 略 ）

第 112 回看護師国家試験の実施における  
新型コロナウイルス感染症対策について

第 112 回看護師国家試験における経済連携協定（E P A）に基づく外国人看護師候補者の受験手続きにつきましては、「第 112 回看護師国家試験における経済連携協定（E P A）に基づく外国人看護師候補者の受験手続きについて」（令和 4 年 10 月 3 日付け医政看発 1003 第 2 号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「実施通知」と記載する。）により貴施設で就労している受験者に対する周知及び御協力方お願いしておりますところ、別途案内することとしておりました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、別添の取扱いといたしますので、貴施設で就労している受験者に対し別添により周知いただくようお願いいたします。

なお、受験者に対し受験票と併せて送付する受験者留意事項においては、別添事項に加え、当日の持参品、服装及び新型コロナウイルス感染症対策として受験者に注意いただきたい点などが実施通知別添の「6 試験実施についての留意事項」から追加されていることから、熟読するよう受験者にご案内願います。

だい かいかんごしこつかしけん じっし  
第112回看護師国家試験の実施における  
しんがた かんせんしょうたいさく  
新型コロナウイルス感染症対策について  
けいざいれんけいきょうてい もと がいこくじんかんごしこうほしやよう  
(経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師候補者用)

1 しんがた かんせんしょう りかん にゆういんちゆう しゅくはくりようちゆう じたく  
新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅  
りようちゆう じゅけんしや ほか じゅけんしや かんせん おそ じゅけん みと  
療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めな  
い。

2 のうこうせつしよくしや い か ようけん すべ み ばあい かんせん  
濃厚接触者※<sup>1</sup>については、以下の要件を全て満たしている場合には感染  
たいさく こう うえ じゅけん みと  
対策を講じた上で受験を認める。

ア しよき じちたいとう どうけんさ けっか いんせい  
初期スクリーニング (自治体等によるPCR等検査) ※<sup>2</sup>の結果、陰性で  
あること※<sup>3</sup>

イ じゅけんとうじつ むしやうじょう  
受験当日も無症状であること

ウ こうきやう こうつうきかん りよう ひと みっしゅう ばしよ さ しけんじょう  
公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場  
に行くこと

エ しゅうじつ べっしつ じゅけん  
終日、別室で受験すること

※<sup>1</sup> のうこうせつしよくしや ほけんしよ ちやくせつ かんせつてき とくてい もの  
濃厚接触者とは、保健所から直接あるいは間接的に特定された者を  
指す。

※<sup>2</sup> じちたいとう しじ けんさ かぎ じちたいとう しじ ばあい かぎ  
自治体等の指示する検査に限る (自治体等が指示した場合に限り、  
じゅけんしやじしん にゆうしゅ こうげんていせいけんさ けんさ ふく  
受験者自身が入手した抗原定性検査キットによる検査を含む)。

※<sup>3</sup> こうせいろうどうしやう けいさい かくにんひやう じぜん  
厚生労働省ホームページに掲載されている確認票を事前にダウンロ  
ードし、必要事項を記載のうえ、試験場に持参すること。なお、事前に  
かくにんひやう じゅんび ばあい どうじつしけんじょう い ぐち かくにんひやう  
確認票を準備できなかった場合には、当日試験場入り口にて確認票を  
かならずきさい じちたいとう いんせいしやうめいしよ こうふ ばあい  
必ず記載すること。また、自治体等から陰性証明書を交付されている場合  
は、あわ してけんじょう じさん  
併せて試験場に持参すること。

ただし、けんさ けっか しけんとうじつ はんめい ばあい しよき  
検査の結果が試験当日までに判明しない場合 (初期スクリー  
ングが行われない場合を含む) 又はその余裕がない場合、イ、ウを満たし  
たうえでしけんじょう らいじょう もの べっしつ じゅけん みと  
たうえで試験場へ来場した者は、別室での受験を認める。

3 海外から日本に入国して受験する場合、受験者は防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入国すること。

4 試験場入口(原則施設外)にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、抗原定性検査キットによる検査を実施。検査の結果が陽性となった場合は、受験を認めない。陰性となった場合は、別室で受験すること。

5 試験当日に、以下のア～エのいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認のうえ、受験手数料を返還する。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者

イ 濃厚接触者であり、2に掲げる要件を満たさない者

ウ 日本の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により試験場に行くことができず、受験を断念した者

エ 試験当日に実施した抗原定性検査キットによる検査の結果が陽性となった者

6 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、本取扱いを変更する場合には、厚生労働省ホームページに掲載するので、留意すること。

○新型コロナウイルス感染症対策に関する URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html)

7 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛すること。

8 受験者のうちに新型コロナウイルス感染症と診断された者が生じた場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者

れんらくさきとう こじんじょうほう とうがいきかん ていじ  
の連絡先等の個人情報<sup>を</sup>当該機関<sup>に</sup>提示<sup>する</sup>ことがある。

9 しけんとうじつ い か また がいとう べっしつ じゅけん もの かくにんひょう  
試験当日、以下のア又はイに該当し別室で受験する者については、確認票  
ていしゅつ こうげんていせいけんさ けんさ じかん よう せつめいかいし  
の提出や抗原定性検査キットによる検査に時間を要すことから、説明開始  
じこく しけんかいしじこくおよ しけんしゅうりょうじこく よてい おく  
時刻、試験開始時刻及び試験終了時刻を予定より遅らせることがある。

ア のうこうせっしょくしゃ  
濃厚接触者

イ しけんじょう けんおん どいじょう こうげんていせいけんさ けんさ  
試験場で検温し 37.5度以上であり、抗原定性検査キットによる検査の  
けっか いんせい もの  
結果が陰性であった者

いじょう  
以上